

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月19日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第13号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公安課の分掌事務) 第22条の3 公安課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること（<u>警備部隊に関することを含み</u>、警備課、危機管理課及び外事課の所掌に属するものを除く。）。 (4) 略 (5) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の捜査に関すること（<u>警備部隊に関することを含み</u>、外事課の所掌に属するものを除く。）。 ア～エ 略 (6)～(10) 略</p> <p>(警備課の分掌事務) 第23条 警備課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 警備部隊の事務に関すること（<u>公安課</u>、危機管理課及び機動隊の所掌に属するものを除く。）。 (4)～(7) 略</p>	<p>(公安課の分掌事務) 第22条の3 公安課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること（警備課、危機管理課及び外事課の所掌に属するものを除く。）。 (4) 略 (5) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の捜査に関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。 ア～エ 略 (6)～(10) 略</p> <p>(警備課の分掌事務) 第23条 警備課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 警備部隊の事務に関すること（危機管理課及び機動隊の所掌に属するものを除く。）。 (4)～(7) 略</p>

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。